



環 政 第 1 6 9 9 号

平成31年 3 月 20 日

浦添市

上記代表者 浦添市長 松本哲治 殿

沖縄県知事 玉城康裕



浦添市新一般廃棄物処理施設整備に係わる計画段階環境配慮書に対する
知事意見について

平成31年 2 月 4 日付け浦市環第594号で送付されたみだしの計画段階環境配慮書に
ついて、沖縄県環境影響評価条例第41条の 2 第 3 項の規定により読み替えて適用され
る同条例第 4 条の 5 の規定に基づき、別添のとおり環境の保全の見地からの意見を述
べます。

浦添市新一般廃棄物処理施設整備に係わる計画段階環境配慮書に対する知事意見

本都市計画配慮書対象事業（以下「対象事業」という。）は、昭和 57 年に竣工した浦添市クリーンセンターの老朽化にともない新たに一般廃棄物処理施設及び粗大ごみ処理施設を整備することを目的としている。

事業実施想定区域は、昭和 52 年に公有水面埋立免許を得て、埋立てによって確保された用地であり、準工業地域に指定され、現在は、近隣に学校、病院等の環境保全について配慮が特に必要な施設の立地がない。また、沖縄県の自然環境の保全に関する指針（沖縄島編）では、大規模な改変等がなされた区域で、緑地などうるおいとやすらぎのある快適な環境づくりが必要な区域（評価ランク V）となっている。

このような地域特性や焼却施設等の設置に係る事業特性を踏まえ、重大な環境影響のおそれがある計画段階配慮事項として、大気質、悪臭、景観を選定しており、計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）では、2つの複数案毎に予測及び評価を行っている。

一方、騒音、振動、低周波音の発生源となり得る焼却施設及び破碎施設の機械・設備の種類や規模等が未定であることから、対象事業の実施に伴う影響要因によって、これらの環境要素に影響を及ぼすおそれがある。

配慮書手続では、事業計画の検討段階を対象としており、事業の早期段階において、より柔軟な環境配慮を講じることによって効果的に環境影響の回避、低減を図ることを目的としていることから、今後、施設の機械・設備の種類や規模等を検討する際には、懸念される環境への影響について十分に配慮する必要がある。

また、事業計画の策定についても、上位計画である「浦添市環境基本計画」等の環境の保全に関する施策との整合を図る必要がある。

については、配置案の選定及び施設の機械・設備の種類や規模等の選定については、下記に示す事項について十分に検討した上で行うこと。

記

1 配置案の選定及び施設の機械・設備の種類や規模等の選定について

本対象事業では、焼却施設の集塵機及びマテリアルリサイクル推進施設の破碎機等の機械・設備の種類や規模等が未定であることから、施設配置計画の選定に加えて、今後検討するこれらの機械・設備の種類や規模等については、以下の事項について、総合的に検討し、可能な限り環境への影響を回避・低減する計画とすること。

(1) 施設から漏洩する悪臭について

施設から漏洩する悪臭については、焼却施設内の負圧管理、出入口の臭気漏洩対策を行う計画であることから、計画段階配慮事項として選定していない。

しかしながら、事業実施想定区域は、中央卸売市場に隣接していることから、施設から漏洩する悪臭は、格段の配慮を要する環境要素であるため、その影響の程度を検討した上で、ごみピットの配置等に配慮する必要がある。

については、機械・設備の種類や規模等の検討及び配置の選定に際しては、事象実施想定区域及びその周辺の風向等も考慮した上で、施設から漏洩する悪臭による環境への影響に配慮し、可能な限りその影響を回避・低減する計画とすること。

(2) 低周波音について

施設等の存在及び供用時の計画段階配慮事項として低周波音を選定しなかった理由として、「低周波音の発生する機械・設備の種類や規模等が未定な段階であり、音圧レベルデータが得られないことから、方法書以降の手続で検討する」としているが、焼却施設及び破碎施設は低周波音の発生源となる設備が設置されることが想定されることから、事業の計画段階において、その影響を可能な限り回避・低減を図る必要がある。

については、機械・設備の種類や規模等の検討及び配置の選定に際しては、低周波音による環境への影響についても配慮し、可能な限りその影響を回避・低減する計画とすること。

(3) 騒音・振動について

事業実施想定区域の敷地境界から 200m 以内に学校や住宅等が存在しないことから、騒音・振動に関する重大な環境影響のおそれはないものとしているが、事業実施想定区域周辺は、中央卸売市場等の多くの人が集まる施設が立地するため、環境保全についての配慮が特に必要な施設の立地がない場合でも、事業の計画段階において、周辺地域への騒音・振動の影響を可能な限り回避・低減を図ることが求められる。

本事業については、焼却施設及び破碎施設の機械・設備の種類や規模等が未定であることから、機械・設備の種類や規模等の検討及び配置の選定に際しては、騒音・振動による環境への影響についても配慮し、可能な限りその影響を回避・低減する計画とすること。

(4) 景観について

本事業は、視認性の高い長大構造物が生じる事業であり、事業実施想定区域周辺には多くの人が日常的に利用する中央卸売市場等があることから、これらの地点からの景観の変化の状況について配慮が必要である。

配慮書に記載された「垂直視角と鉄塔の見え方」の予測関連資料では、距離 200m、視角 20° となる場合、「見上げるような仰角になり、圧迫感も強くなる」とされていることから、煙突の配置によって、中央卸売市場側の沿道景観に著しい変化が生じることが想定される。

については、煙突をはじめとした構造物及び緑地の配置については、景観への影響が生じる視距離と視角を考慮した上で、景観への変化について配慮すること。

(5) 施設等の存在及び供用時における廃棄物運搬車両等の増加について

本事業では、中城村及び北中城村からの廃棄物運搬車両が増加するとしていることに加え、事業実施想定区域の西側に中央卸売市場、東側にいなんせ斎苑が立地しており、時間帯によって、交通渋滞が発生するおそれがあり、事業実施想定区域周辺における騒音や振動の増加、人と自然との触れ合い活動の場へのアクセス特性の変化が生じるおそれがある。

については、施設等の存在及び供用時における影響要因と事業実施想定区域周辺に立地する施設等の特性（利用状況、利用形態及び利用環境）を踏まえ、出入口の位置を検討するなど、騒音、振動、人と自然との触れ合い活動の場への影響を可能な限り回避・低減できる配置案を検討すること。

2 温室効果ガスの削減対策について

浦添市環境基本計画の基本目標として掲げられた循環型社会の構築に向けた取組の方向とし

て、「廃棄物処理施設からの焼却熱等の熱回収システムの検討」を行うこととしていることから、事業の計画段階において、同計画の取組の方向と整合を図り、熱回収システム（廃棄物発電、余熱利用）の導入を検討すること。

3 施設内の緑化について

浦添市都市計画マスタープランでは、地域の現況・課題及び特性等をふまえた基本方針である「まちづくり地域別方針」が定められている。

「まちづくり地域別方針」において、事業実施想定区域は西地域に設定されており、西地域まちづくり方針では、工業地における緑地や緑陰の確保が求められている。

については、事業実施想定区域の緑化については、計画段階から積極的に緑地を確保する計画とすること。

4 方法書以降において講ずるべき措置について

計画段階配慮事項として選定されていない以下の項目について、環境影響の評価項目（以下「評価項目」という。）として選定することを検討すること。なお、その検討に際しては、客観的かつ科学的に検討し、選定結果に至った経緯の詳細を示すこと。

- (1) 事業実施想定区域の全域が「液状化の危険度が極めて高い」地域となっており、工事中及び存在・供用時に車両や機械・設備の振動に起因する地盤へ影響が懸念されることから、地盤沈下を評価項目として選定することを検討すること。
- (2) 工事の実施に伴う赤土等の水の濁りの発生が想定されることから、赤土等の対策施設の配置、処理後の排水の放流先について明らかにするとともに、赤土等による水の濁りを評価項目として選定することを検討すること。
- (3) 施設等の存在及び供用時において、降雨によって施設から流出する雨水排水により、水の汚れの発生が想定されることから、雨水の排水計画の詳細を明らかにするとともに、雨水の流出による水の汚れを評価項目として選定することを検討すること。
- (4) 工事の実施、施設等の存在及び供用に伴う赤土等の水の濁り、水の汚れの発生が想定されることから、その影響の程度により、海域生物及び生態系への影響が懸念される。
については、海域生物及び生態系を評価項目として選定することを検討すること。